

## 燕市作業受委託マッチング支援事業業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業の目的

本業務においては、就労系障がい福祉サービス事業所利用者の工賃向上のため、企業等の作業発注と障がい福祉サービス事業所の作業受発注のマッチング等を、民間ノウハウを有する事業者へ委託し、受発注の調整をすることで成約率の向上を図ることを目的とする。

### 2. 事業概要

#### (1) 委託業務名

燕市作業受委託マッチング支援事業業務

#### (2) 委託費の上限額

2,200千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

ただし、委託する業務毎に次のように上限を定める。

ア マッチング業務 1,320千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

イ アドバイザー業務 880千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された業務内容を実施するために必要となるすべての経費を含みます。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではありません。

#### (3) 委託業務内容

別紙「燕市作業受委託マッチング支援事業業務仕様書」のとおり

#### (4) 委託契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

※燕市議会の予算繰越の承認を受けた場合は、期間延長を行います。

### 3. 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年4月 1日（月）
質問書の提出期限	令和6年4月 5日（金）17時
質問書への回答	令和6年4月12日（金）17時
参加申込書提出期限	令和6年4月19日（金）17時
提案書提出期限	令和6年4月30日（火）17時
一次審査結果通知	令和6年5月10日（金）予定
二次審査会	令和6年5月20日（月）予定
二次審査結果通知	令和6年5月31日（金）予定

## 4. 提出書類

### (1) 提案書

以下の「提案1」から「提案4」までを記載した提案書を提出してください。

#### 提案1：各業務の取組内容

ア 各業務について、別紙「燕市作業受委託マッチング支援事業業務仕様書」に基づいた提案をしてください。

イ 関係企業・団体等と連携を図りながら、具体的な提案内容とすることに配慮してください。

ウ その他、目的に対する独自提案をしてください。【任意記載事項】

エ 業務を実施するためのスケジュールを表で示してください。

#### 提案2：効果の設定と検証

ア 各業務の効果を評価するための定量的な評価項目、その項目の現状及び目標値を設定してください。

イ 各業務の実施結果を効果検証する方法を提案してください。

#### 提案3：実施体制

ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように提案してください。

イ 当事業の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として従事させることとし、従事予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記してください。

#### 提案4：積算見積書

それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載してください（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

### (2) 様式

様式は任意とします。ただし、日本産業規格A4版で表紙を除き20頁以内としてください。

### (3) 提出部数

15部

※提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行いません。また、提出書類は返還しません。

## 5. 業務委託予定者の選定

### (1) 選定方式：公募型プロポーザル方式

#### ア 書面審査（一次審査）

参加者の提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定します。

#### イ 提案書プレゼンテーション（二次審査）

一次審査で選定された対象者について、審査会において提案書のプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、これを総合的に評価し業務委託予定者を選定します。

## (2) 審査基準及び配点

下記の審査項目及び評価基準により審査を行います。特に、業務の取組内容や効率的かつ効果的な事業の実施体制とともに、予算額の妥当性に重点を置き審査を行います。

審査項目	配点	評価基準
1 各業務の取組内容	120点	提案の具体性、関係企業・団体等との連携、スケジュール管理、履行の確実性等
2 効果の設定と検証	20点	事業効果の設定、検証方法等
3 実施体制	20点	実施体制、業務遂行能力等
4 積算見積書	10点	実施内容に対する予算額の妥当性等
合計	170点	

## (3) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付します。評価基準は以下のとおりです

審査項目ごとに評価点を付します。評価基準は以下のとおりです。 点数		評価
10点の項目	20点の項目	
10	20	優れている
8	16	やや優れている
6	12	普通
4	8	やや劣る
2	4	劣る
0	0	未記載・採用できない

## (4) 業務委託予定者の選定

ア 審査委員ごとに提案書の評価採点を行い、その点数を合計した総合点と順位を参考に業務委託予定者及び次点の者を決定します。

イ 提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点が一定点数以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とします。

## 6. 様式等の入手方法

参加申込書等の様式については、燕市健康福祉部社会福祉課のホームページからダウンロードして入手してください。なお、社会福祉課窓口または郵送等での配付は行いません。

## 7. 参加申込及び提案書の提出等

### (1) 質問書の提出

ア 提出書類：質問書（様式第1号）

イ 提出期限：令和6年4月5日（金）17時まで

ウ 提出方法：送付、持参、FAXまたは電子メールにより提出してください。

エ その他：FAXまたは電子メールで送信後は、電話で着信確認をしてください。

オ 回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、4月12日（金）17時までに、  
社会福祉課のホームページに掲載します。

### (2) 参加申込

ア 提出書類：①燕市作業受委託マッチング支援事業業務公募型プロポーザル方式参加  
申込書（様式第2号）

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）

イ 提出期限：令和6年4月19日（金）17時まで

ウ 提出方法：送付、持参、FAXまたは電子メールにより提出してください。

エ その他：FAXまたは電子メールで送信後は、電話で着信確認をしてください。

### (3) 提案書の提出期限

ア 提出書類：4に記載のとおり

イ 提出期限：令和6年4月30日（火）17時まで

ウ 提出方法：送付または持参

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

## 8. 一次審査結果の発表及び通知

(1) 期日：令和6年5月10日（金）予定

(2) 審査方法：書面審査により決定します。

(3) 発表方法：提案書を提出したプロポーザル参加者全員に対して、書面で通知します。

## 9. プレゼンテーション（二次審査）

(1) 日時：令和6年5月20日（月）予定

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知します。

イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑応答）とします。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可としますが、追加資料の配付は認めません。

## 10. 審査結果の通知及び公表

(1) 期日：令和6年5月31日（金）予定

(2) 審査方法：審査会で決定します。

- (3) 発表方法：プレゼンテーション(二次審査)参加者全員に対し、書面で通知します。また、審査結果を社会福祉課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。

## 1 1. 参加申込書、提案書等の提出先及び問合せ先

〒959-0295

燕市吉田西太田1934番地（燕市役所 1階）

燕市 健康福祉部 社会福祉課（担当：川越、西川）

電話 0256-77-8172 FAX 0256-92-2119

E-mail shakaifukushi@city.tsubame.lg.jp

## 1 2. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書提出時には、令和5・6年度燕市入札参加登録者名簿（コンサル）に登録されていること。登録が済んでいない場合は、参加申込書の提出期限までに令和5・6年度燕市入札参加申請書（コンサル）を用地管財課へ提出すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 市税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

### 1 3. 不適合事項について

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 委託費の上限を超過しているもの

### 1 4. 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者（業務委託予定者）と業務委託契約の見積合わせを行います。

なお、この手続きに参加したものが、12の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の見積合わせを行うこととします。

業務委託契約に際して、業務委託予定者は実施計画書を提出してください。

### 1 5. その他

採用した作品等の権利は全て燕市に帰属するものとします。

市章使用に際しては、「燕市市章の使用に関する取扱要綱」に基づき適切に使用してください。

CM、映像、広告等の素材については、複数年の使用、市ホームページでの動画配信等での使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等が可能なものとしてください（市が使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること）。

提案のあった回数、規模を下回ることはできませんので、実現可能な提案をお願いします。

仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、市と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能ですが、内容によっては、委託費の減額となることがあります。